令和7事業年度

事 業 報 告 書

独立行政法人 工業所有権情報・研修館
National Center for Industrial Property Information and Training
INPIT

知財は ここから。

知的財産について情報収集や人材育成、事業への活用を考えている皆さまに対し、
その実現に向けて踏み出す一歩目から、共に歩んで導いていく私たちの姿勢を表現しています。
知財のことなら、まずは INPIT へ。

INPIT からの情報発信はこちら

【公式ホームページ】

公式 YouTube チャンネルにて、INPIT の活動をショートムービーでご紹介しております。

【YouTube チャンネル】

そのほか、公式 X(旧 Twitter)、Facebook にて、各種情報を発信しております。

【X(旧 Twitter)】【Facebook】

目次

1. 法人の長によるメッセージ 1
2. 法人の目的、業務内容 2
（1）法人の目的 2
（2）業務内容 2
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション） 3
4. 中期目標の概要 4
（1）概要 4
（2）一定の事業等のまとまりごとの目標 5
5. 法人の長の理念並びに運営上の方針及び戦略 6
6. 中期計画及び年度計画 7
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉 14
（1）ガバナンスの状況 14
（2）役員等の状況 15
（3）職員の状況 17
（4）重要な施設等の整備等の状況 17
（5）純資産の状況 17
（6）財源の状況 17
（7）社会及び環境への配慮等の状況 18
（8）法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉 18
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策 19
（1）リスク管理の状況 19
（2）業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況 19
9. 業績の適正な評価に資する情報 20
10. 業務の成果及び当該業務に要した資源 24
（1）当事業年度の主な業務成果・業務実績 24
（2）重点施策に対する定量指標に基づく実績 26
（3）令和 7 年度の業務実績とその自己評価 29
（4）当中期目標期間における主務大臣による総合評定の状況 30
11. 予算と決算の概要 31
12. 財務諸表の要約 32
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明 35
（1）各財務諸表の概要 35
（2）財政状態及び運営状況について 35
14. 内部統制の運用状況 36

15. 法人に関する基礎的な情報 38
（1）沿革 38
（2）設立に係る根拠法 38
（3）主務大臣 38
（4）組織体制（令和 8 年 3 月末現在） 39
（5）事務所の所在地 39
（6）主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況 39
（7）主要な財務データの経年比較 40
（8）翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画 41
16. 参考情報 44
（1）要約した財務諸表の科目の説明 44
（2）その他公表資料等 46

1. 法人の長によるメッセージ

INPIT（独立行政法人　工業所有権情報・研修館）は、特許庁の施設等機関として各種情報提供業務等を行ってきた「工業所有権総合情報館」を母体とし、独立行政法人として設置された「工業所有権総合情報館」が、平成 16 年 10 月 1 日に改称され誕生した組織です。以来、約 20 年間、国の唯一の知的財産に関する総合支援機関として、知的財産制度を支える「情報」及び「人材」という基盤と、これらが活用される「環境」の整備・強化を目的に、特許庁と密接に連携しつつ、産業財産に関する情報の提供、活用支援、人材育成支援といった業務を迅速・的確に実施してまいりました。

現在は、INPIT の第六期中期目標期間（令和6年度～令和9年度）にあたります。日本を取り巻く経済状況の急速な変化に対し、知財・無形資産をフル活用できる経済社会への変革が急務とされる中で、INPIT には、新たな価値が生み出される知財エコシステムを構築するための、中小企業・スタートアップ企業に対する知財経営支援の中核機関への貢献が期待されています。また、従前よりINPITが実施している特許庁職員等に対する研修及び特許庁の審査資料の整備・提供等の業務は、特許庁の最重要政策である「世界最速・最高品質の審査」の実現を支援するものであり、着実にかつ効果的に実施することも期待されています。第六期中期目標期間では、そうした期待に応えるべく、経済産業大臣が定めた中期目標を踏まえ、以下の4つの柱からなる事業に取り組みます。

1. 知財エコシステムを支える知財課題発掘から知財の戦略的活用までのワンストップ支援
2. 知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用
3. 知財エコシステムを支える人材育成
4. 世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献

令和7年度は、この第六期中期目標期間の二年度目として、初年度の経験を活かし、本中期目標で策定された目標・計画に対し、よりよい成果を得るべく果敢に取り組みました。

本事業報告書では、この中期目標の背景となります法人の目的からはじめ、中期目標ならびに中期計画について述べた上で、今年度の事業実績とその成果について説明します。さらに、こうした事業を進めていく上での INPIT の体制全般、リスク管理、事業評価の手法、そして財務状況等についても説明いたします。

INPIT は、今後も日本の知財エコシステムの要となる強力な支援組織となるべく、産業財産に関する情報の提供、活用支援、人材育成支援を、役職員一丸となり、着実に、そして精力的に進めて参ります。そのような気概のもと、INPIT が進めている様々な活動に対して、本事業報告書が、皆様にご理解いただく一助となることを願っております。

独立行政法人　工業所有権情報・研修館
理事長　渡辺　治



2. 法人の目的、業務内容

(1)法人の目的

INPITの目的は、独立行政法人工業所有権情報・研修館法(以下「法」という。)第3条により、以下のように規定されています。

(情報・研修館の目的)

第三条　独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下「情報・研修館」という。)は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供、中小企業者(特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百九条の二第二項に規定する中小企業者をいう。第十一条第六号及び第七号において同じ。)及び試験研究機関等(同法第百九条の二第三項に規定する試験研究機関等をいう。第十一条第六号及び第七号において同じ。)に対する工業所有権の保護及び利用に関する助言及び助成並びに特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。

(2)業務内容

INPIT の業務内容は、法第 11 条により、以下のように規定されています。

(業務の範囲)

第十一条　情報・研修館は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを閲覧させ、又は観覧させること。

二　審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを閲覧させること。

三　工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。

四　前三号に掲げるもののほか、工業所有権に関する情報の活用の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。

五　工業所有権に関する相談に関すること。

六　中小企業者及び試験研究機関等に対する工業所有権の保護及び利用に関する助言を行うこと。

七　中小企業者及び試験研究機関等に対するこれらの者の工業所有権の保護及び利用を図るため必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。

八　工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。

九　特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。

十　産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十一条の十五及び第三十四条の二第一項の規定による助言並びに同条第二項の規定による助成を行うこと。

十一　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

国の主要な知的財産政策に基づく法人の目的、役割が第六期中期目標の中で下記のとおり示されています。

独立行政法人工業所有権情報・研修館（ＩＮＰＩＴ）に係る政策体系図

○国家戦略等の政府方針

【スタートアップ育成５か年計画】
●スタートアップの起業加速を通じて、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出する。
●スタートアップの事業化に向け、経営・法務・知的財産などの専門家による相談や支援を強化する。

【知的財産推進計画２０２３】
●企業における知財・無形資産の投資・活用が重要な鍵であるとの認識の下、多様なプレイヤーが社会の知財・無形資産をフル活用できる経済社会への変革を目指す。

第六期中期目標期間（2024年４月～2028年3月）においてINPITが目指す方向性

産業財産権を通じて未来を拓く「知」が育まれ、新たな価値が生み出される知財エコシステムを官民一体となって協創することで、**イノベーションを促進する社会を実現**していく。

①知財エコシステムを支える知財課題発掘―知財形成―知財の戦略的活用のワンストップ支援
1. 関係機関との連携
2. 伴走支援と知財経営成功事例の創出
3. 大学等の研究開発成果の社会実装に向けた知財戦略策定等の支援
4. 工業所有権の保護及び利用を図るための助成

②知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用
1. 産業財産権情報の普及、内容の充実及び提供
2. 中小企業等における経営課題解決のための知的財産情報の有効活用の促進

③知財エコシステムを支える人材育成
1. 多様な対象者に応じた教材コンテンツの作成と利活用の促進
2. 若年層に対する知財学習支援
3. 海外の知財人材育成機関との連携・協力の推進

④世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献
1. 特許庁職員に対する研修
2. 調査業務実施者の育成研修
3. 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等

4. 中期目標の概要

(1)概要

INPITは、法に定められているとおり、発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供、特許法(昭和34年法律第121号)上の中小企業者及び試験研究機関等に対する工業所有権の保護及び利用に関する助言及び助成並びに特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的としています。

デジタル化とグリーン化の競争に対応し、新型コロナウイルス感染症によりダメージを受けた日本の経済を回復していくためには、イノベーションの力を最大限発揮する必要がある中、「スタートアップ育成5か年計画(令和4年11月28日決定)」においては、スタートアップの起業加速を通じて、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出すること、また、「知財推進計画2023(令和5年6月決定)」では、企業における知財・無形資産の投資・活用が重要な鍵であるとの認識の下、多様なプレイヤーが社会の知財・無形資産をフル活用できる経済社会への変革を目指し、当該計画に基づく施策を着実に実行していくことが求められています。

第五期中期目標期間(令和２年４月１日～令和７年３月31日)において、47都道府県に知財総合支援窓口を設置し、中堅・中小・スタートアップ企業、大学等に対するアイデア段階から知財の取得・利活用に至るまで、支援ニーズに迅速に対応できるよう地域の相談・支援体制の構築を図るとともに、多様な専門家等も活用し、中小企業等の課題に、適切に対応を図ってまいりました。さらに、特許庁とも密接に連携し、基盤システム(J-PlatPat)による産業財産権情報の提供、初心者から専門家に至る幅広い知的財産関連人材の育成など、知財に関する総合的な支援実施機関としての役割を担ってまいりました。

第六期中期目標期間(令和６年４月１日～令和10年３月31日)では、特許庁とINPITが令和5年5月に策定した「知財活用アクションプラン」で定められた、中小・スタートアップ企業、大学等における知財戦略をはじめとする事業構想の支援強化を図るため、次の3つのポイント「①地域のニーズに則したきめ細かいワンストップ知財経営支援サービスの実現、②大学シーズをはじめとする研究開発成果の社会実装までを実現する知財戦略の浸透、③経営戦略と知財戦略の一体化」を第六期中期目標期間中のINPITの主要な役割として位置づけ、知財経営支援の中核機関として取り組むこと及び従前より実施している特許庁職員等に対する研修及び特許庁の審査資料の整備・提供等の業務は、特許庁の最重要政策である「世界最速・最高品質の審査」の実現を支援するものであり、引き続き着実に実施し特許行政に貢献していくことが求められています。

詳細につきましては、第六期中期目標をご覧ください。

（2）一定の事業等のまとまりごとの目標

INPIT は、中期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。具体的な区分名は、以下のとおりです。

一定の事業等のまとまり（セグメント区分）
1. 知財エコシステムを支える知財課題発掘―知財形成―知財の戦略的活用のワンストップ支援
2. 知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用
3. 知財エコシステムを支える人材育成
4. 世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献

5. 法人の長の理念並びに運営上の方針及び戦略

第六期中期目標期間において、INPIT の使命や存在意義を改めて確認し、法人として目指すべき姿及び大切にしたい価値観を全役職員で共有するため、新たにミッション（経営理念・存在意義）・ビジョン（目指すべき未来の姿）・バリュー（共有する価値・行動規範）を策定しました。



6. 中期計画及び年度計画

INPITは、中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画と当事業年度に係る年度計画の関係は以下のとおりです。

詳細につきましては、第六期中期計画及び令和7年度計画をご覧ください。

<table>
<tr><th>第六期中期計画</th><th>令和 7 年度計画</th></tr>
<tr><td colspan="2">Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</td></tr>
<tr><td colspan="2">1. 知財エコシステムを支える知財課題発掘―知財形成―知財の戦略的活用のワンストップ支援</td></tr>
<tr><td colspan="2">（1）関係機関との連携</td></tr>
<tr><td colspan="2">（2）伴走支援と知財経営成功事例の創出</td></tr>
<tr><td colspan="2">（3）大学等の研究開発成果の社会実装に向けた知財戦略策定等の支援</td></tr>
<tr><td colspan="2">（4）工業所有権の保護及び利用を図るための助成</td></tr>
<tr><td>（定量指標）
✓　関係機関との連携件数について、令和6年度は、12，000件以上を、令和7年度からは中期目標期間中毎年度、13，300件以上を達成する。
✓　サンプル調査により、経営や事業戦略の課題解決に相当程度寄与したケースの割合が、中期目標期間中毎年度、50%以上を達成する。
✓　伴走型支援を行った企業数について、中期目標期間終了時までに、累計200社以上を支援するため、毎年度の指標を以下のとおり定める。
令和6年度：50社以上
令和7年度：50社以上
令和8年度：50社以上
令和9年度：50社以上
✓　伴走型支援により事業成長上の効果が認められた企業数について、中期目標期間終了時までに累計50社以上を達成する。
✓　助成を受けてなされた海外出願（同一</td><td>（定量指標）
✓　関係機関との連携件数について、令和7年度は、13，300件以上を達成する。
✓　サンプル調査により、経営や事業戦略の課題解決に相当程度寄与したケースの割合が、令和7年度は、50%以上を達成する。
✓　伴走型支援を行った企業数について、第六期中期目標に掲げられた成果指標（期間中に累計200社以上を支援）を達成すべく、令和7年度は、50社以上を達成する。</td></tr>
</table>

発明等で複数国出願の場合は1件とする。)が、中期目標終了時までに累計720件以上を達成する。	
(定性指標) ✓ 認知度を高めるべく、関連機関との連携による支援の結果、経営や事業戦略の課題解決に効果をもたらすことができた成功事例について、専用ウェブサイト、SNS等を通じて情報発信を強化する。 ✓ 関連機関との連携において、単に相談案件の受け渡しを行うだけでなく、関係機関の各担当者が知財の重要性に関する気づきを得られる機会を増大し、連携によって課題解決に導くことができた成功事例／失敗事例を用いた研修や知財セミナーの実施や周知活動等を強化することにより、各担当者の知財スキルアップ(知財人材育成)に貢献する。 ✓ 伴走型支援の成功事例は、知財の戦略的活用は“稼ぐ力”の向上に貢献するというINPITの使命を裏付ける証拠となるもの。単に支援実績をホームページで公表するだけに留めず、経営者の考え方の変化や、専門家チームとのやり取り、意見の相違から腹落ちするまでのプロセス等を詳細に纏め、分かりやすく公衆に示すことにより、“稼ぐ力”の向上に貢献する。 ✓ 中小企業者・試験研究機関等に対して、事業者の経営戦略や試験研究機関等の研究開発の方向性も踏まえつつ知的財産の活用や課題解決に資する助言を行い、「知的財産経営」の自走や研究開発成果の社会実装の促進に貢献する。	(定性指標) ✓ 認知度を高めるべく、関連機関との連携による支援の結果、経営や事業戦略の課題解決に効果をもたらすことができた成功事例について、専用ウェブサイト、SNS等を通じて情報発信を強化する。 ✓ 関連機関との連携において、単に相談案件の受け渡しを行うだけでなく、 関係機関の各担当者が知財の重要性に関する気づきを得られる機会を増大し、連携によって課題解決に導くことができた成功事例／失敗事例を用いた研修や知財セミナーの実施や周知活動等を強化することにより、各担当者の知財スキルアップ(知財人材育成)に貢献する。 ✓ 伴走型支援の成功事例は、知財の戦略的活用は“稼ぐ力”の向上に貢献するというINPITの使命を裏付ける証拠となるもの。単に支援実績をホームページで公表するだけに留めず、経営者の考え方の変化や、専門家チームとのやり取り、意見の相違から腹落ちするまでのプロセス等を詳細に纏め、分かりやすく公衆に示すことにより、“稼ぐ力”の向上に貢献する。 ✓ 中小企業者・試験研究機関等に対して、事業者の経営戦略や試験研究機関等の研究開発の方向性も踏まえつつ知的財産の活用や課題解決に資する助言を行い、「知的財産経営」の自走や研究開発成果の社会実装の促進に貢献

✓ 産業競争力強化法における特定中堅企業者のうち事業再編計画の認定を受けた者及び特定新需要開拓事業者に対して助言を行うにあたっては、既存のリソース及びこれまで蓄積してきた支援ノウハウを活用し、当該事業者の経営戦略の方向性も踏まえながら、知的財産の活用や課題解決に資する助言を行い、イノベーション促進に貢献する。 ✓ 工業所有権の保護及び利用を図るための助成事業については、INPITの既存の支援施策とのシナジーによる知財の戦略的活用支援の強化と、効率的な事業実施の両立を考慮しつつ、ワンストップ知財支援の実現及びイノベーション促進に貢献する。	する。 ✓ 産業競争力強化法における特定中堅企業者のうち事業再編計画の認定を受けた者及び特定新需要開拓事業者に対して助言を行うにあたっては、既存のリソース及びこれまで蓄積してきた支援ノウハウを活用し、当該事業者の経営戦略の方向性も踏まえながら、知的財産の活用や課題解決に資する助言を行い、イノベーションの促進に貢献する。 ✓ 工業所有権の保護及び利用を図るための助成事業については、INPITの既存の支援施策とのシナジーによる知財の戦略的活用支援の強化と、効率的な事業実施の両立を考慮しつつワンストップ知財支援の実現及びイノベーションの促進に貢献する。
2. 知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用	
（1）産業財産権情報の普及、内容の充実及び提供	
（2）中小企業等における経営課題解決のための知的財産情報の有効活用の促進	
（定量指標） ✓ 中期目標期間中毎年度、①マニュアルの配布件数、②講習会受講者数、③動画コンテンツ再生数を合わせて、22，000以上を達成する。 ✓ サンプル調査に基づき、中期目標期間中毎年度、具体的に利活用が出来た割合が2／3以上を達成する。 ✓ 「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせて分析を行い、中小企業等の抱える経営や事業の課題に対して、強みを活かした解決策を提供・提案する（以下「IP ランドスケープ」という。）ことを目的とした支援を実施する。中期目標期間中毎年度、80件以上を達成す	（定量指標） ✓ 令和7年度は、①マニュアルの配布件数、②講習会受講者数、③動画 コンテンツ再生数を合わせて、22，000以上を達成する。 ✓ サンプル調査に基づき、令和7年度は、具体的に利活用が出来た割合が2／3以上を達成する。 ✓ IP ランドスケープ支援を実施する。令和7年度は、80件以上を達成する。

る。 ✓ 経営計画の策定、販路拡大、競争力の強化、事業の転換等に活用できた事例に関し、中期目標期間中毎年度、40件以上を達成する。 （定性指標） ✓ マニュアル、講習会テキスト、動画コンテンツに関しては、ユーザーのレベル、ニーズに応じて、内容、説明の方法等をアレンジ、カスタマイズすることが必要。ユーザーの生声に基づいて、マニュアル、講習会テキスト、動画コンテンツの不断の改善を求めるとともに、受身の姿勢でマニュアル、講習会、動画コンテンツを提供することに留まらず、“プッシュ型”の普及活動を強化する。 ✓ IP ランドスケープを目的とした支援が有効であった事例を分析し、中小企業等に適した“自走モデル”として公表すると共に、中小企業等が自ら実施するための課題等について、特許庁の政策立案に資するフィードバックを質・量ともに充実・強化する。	✓ 経営計画の策定、販路拡大、競争力の強化、事業の転換等に活用できた事例に関し、令和7年度は、40件以上を達成する。 （定性指標） ✓ マニュアル、講習会テキスト、及び動画コンテンツに関しては、ユーザーのレベル、ニーズに応じて、内容、説明の方法等をアレンジ、カスタマイズすることが必要。ユーザーの生声に基づいたマニュアル、講習会テキスト、動画コンテンツの不断の改善を求めるとともに、受身の姿勢でマニュアル、講習会、動画コンテンツを提供することに留まらず、“プッシュ型”の普及活動を強化する。 ✓ IP ランドスケープを目的とした支援が有効であった事例を分析し、中小企業等に適した“自走モデル”として公表するとともに、中小企業等が自ら実施するための課題等について、特許庁の政策立案に資するフィードバックを質・量ともに充実・強化する。
3. 知財エコシステムを支える人材育成	
（1）多様な対象者に応じた教材コンテンツの作成と利活用の促進	
（2）若年層に対する知財学習	
（3）海外の知財人材育成機関との連携・協力の推進	
（定量指標） ✓ 関係機関との連携の下、中期目標期間終了時までに、累計66本以上を達成するため、毎年度の指標を以下のとおり定める。 令和6年度：16本以上 令和7年度：16本以上 令和8年度：16本以上 令和9年度：18本以上 ✓ 中期目標期間終了時までに、INPITが	（定量指標） ✓ 関係機関との連携の下、第六期中期目標に掲げられた成果指標（期間中に累計66本以上）を達成するため、令和7年度は、16本以上を達成する。 ✓ 中期目標期間終了時までに、INPITが

主催する知財関連研修、セミナー等の機会を通じて実際に教材を利用した者及び IP ePlat 等を通じて知財人材育成教材をダウンロードした者（以下「教材利用者」という。）の合計、累計28，000者以上を達成するため、毎年度の指標を以下のとおり定める。 令和6年度：7，000者以上 令和7年度：7，000者以上 令和8年度：7，000者以上 令和9年度：7，000者以上 （定性指標） ✓ IP ePlat 自体はプル型のプラットフォームであるが、数多くのコンテンツがインターネットを通じて提供されている事実を認識していない潜在的ユーザーも多数いることから、中小企業支援機関や企業・団体・大学・高等学校等に対し知財人材育成教材に関する情報提供を強化し、かつ、連携パートナー等のニーズを把握してコンテンツを改善する。	主催する知財関連研修、セミナー等の機会を通じて実際に教材を利用した者及び IP ePlat 等を通じて知財人材育成教材をダウンロードした者の合計、累計28，000者以上を達成するため、令和7年度は、7，000者以上を達成する。 （定性指標） ✓ IP ePlat 自体はプル型のプラットフォームであるが、数多くのコンテンツがインターネットを通じて提供されている事実を認識していない潜在的ユーザーも多数いることから、中小企業支援機関や企業・団体・大学・高等学校等に対し知財人材育成教材に関する情報提供を強化し、かつ、連携パートナー等のニーズを把握してコンテンツを改善する。
4. 世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献	
（1）特許庁職員に対する研修	
（2）調査業務実施者の育成研修	
（3）審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等	
（定量指標） ✓ 特許庁の職員に対し、法定研修や職員の能力向上に資する研修を確実に実施し、中期目標期間中毎年度、400科目数以上を達成する。 ✓ 特許庁の職員研修担当者に対し、INPITが提供した特許庁職員向け研修について、A. 特許庁職員の能力向上に如何に貢献しているか、B. 研修運営が特許庁の満足するレベルに達しているかの2つの評価項目に関するヒアリングを行い、それぞれの項目を4段階で評価し、	（定量指標） ✓ 特許庁の職員に対し、 法定研修や職員の能力向上に資する研修を確実に実施し、令和7年度は、400科目数以上を達成する。 ✓ 特許庁の職員研修担当者に対し、INPITが提供した特許庁職員向け研修について、A. 特許庁職員の能力向上に如何に貢献しているか、B. 研修運営が特許庁の満足するレベルに達しているかの2つの評価項目に関するヒアリングを行い、それぞれの項目を4段階で評

各項目の最上位評価指標の平均割合について、中期目標期間中毎年度、25%以上を達成する。 （定性指標） ✓ 特許庁の職員等に対する研修の実施にあたり、弁理士・弁護士等の実務家や大学・企業研究者等が有する、特許庁業務では得られない経験・ノウハウ等を特許庁に対して提供し、職員等の能力向上に貢献する。	価し、各項目の最上位評価指標の平均割合について、令和7年度は、25%以上を達成する。 （定性指標） ✓ 特許庁の職員等に対する研修の実施にあたり、弁理士・弁護士等の実務家や大学・企業研究者等が有する、特許庁業務では得られない経験・ノウハウ等を特許庁に対して提供し、職員等の能力向上に貢献する。
Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1. 業務の効果的な実施	
2. 業務運営の合理化	
3. 業務の適正化	
4. 給与水準の適正化	
5. 情報システムの整備及び管理業務	
【指標】 ✓ PMOの支援実績 ✓ 情報システムの調達時における、投資対効果に係る精査実績 ✓ クラウドサービスの活用実績	【指標】 ✓ PMOの支援実績 ✓ 情報システムの調達時における、投資対効果に係る精査実績 ✓ クラウドサービスの活用実績
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項	
1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保	
2. 効率化予算による運営	
3. 業務コストの削減	
4. 自己収入の確保	
Ⅳ その他業務運営に関する重要事項	
1. 内部統制の充実・強化	
2. 広報活動の強化	
3. 大規模災害等発生時の対応	
Ⅴ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	
Ⅵ 短期借入金の限度額	
Ⅶ 財産の処分に関する計画	
Ⅷ 剰余金の使途	
Ⅸ その他主務省令に定める業務運営に関する事項	
1. 施設・設備に関する計画	

2. 人事に関する計画	
3. 中期目標期間を超える債務負担	
4. 積立金の処分に関する事項	3. 積立金の処分に関する事項
5. その他	4. その他

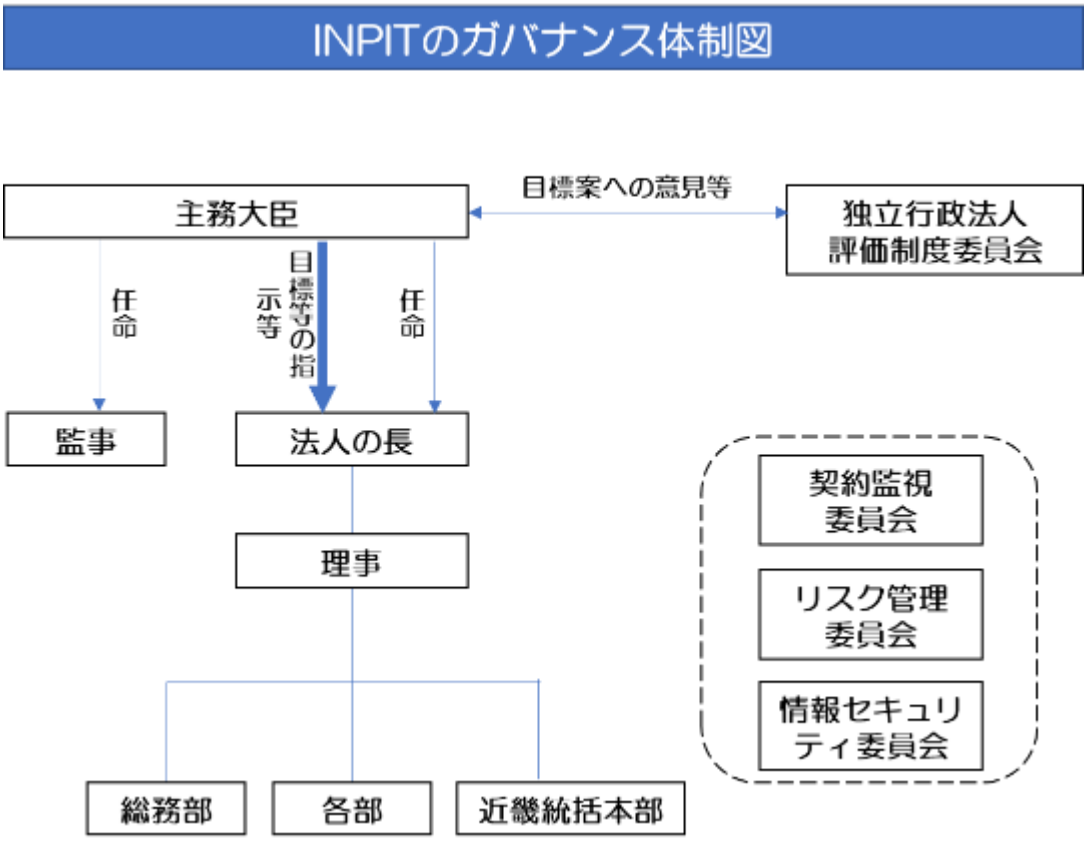
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1)ガバナンスの状況

①主務大臣

経済産業大臣

②ガバナンスの体制図



内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。

(2)役員等の状況

①役員の状況

（令和8年３月31日現在）

役職	氏名	任期	経歴
理事長	渡辺 治	自 令和 6年 4月 1日 至 令和 10年 3月31日	昭和57年7月 東京工業大学 理学部 助手 昭和61年8月 東京工業大学 工学部 助手 昭和62年8月 カリフォルニア大学サンタバーバラ校 キー・ファン客員助教授 兼務(昭和63年8月まで) 平成元年3月 東京工業大学 工学部 講師 平成2年6月 東京工業大学 工学部 助教授 平成7年8月 文部省学術調査官 併任(平成9年7月まで) 平成9年10月 東京工業大学 大学院情報理工学研究科 教授 平成27年3月 東京工業大学 評議員 兼務(平成28年3月まで) 平成28年4月 東京工業大学 情報理工学院 教授 平成28年4月 東京工業大学 情報理工学院長 兼務(平成30年3月まで) 平成30年4月 東京工業大学 理事・副学長(研究担当) 令和6年 4月 情報・研修館理事長
理事 (常勤)	梅北 栄一	自 令和 7年 4月 1日 至 令和 9年 3月31日	平成 8年4月 通商産業省入省 平成25年6月 日本貿易振興機構 バンコク事務所次長 平成28年7月 経済産業省産業技術環境局研究開発課エネルギー・環境イノベーション戦略室長

			令和元年７月　新エネルギー・産業技術総合開発機構国際部長 令和４年７月　内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官（原子力担当） 令和６年７月　産業技術総合研究所企画本部副本部長兼運営統括企画部次長 令和７年４月　情報・研修館理事
監事 （非常勤）	江村　克己	自　令和２年７月１日 至　第六期中期目標期間の最後の事業年度の財務諸表承認日まで	昭和57年４月 日本電気株式会社入社 平成22年４月 同社執行役員 兼 中央研究所長 平成28年４月 同社執行役員常務 兼 チーフテクノロジーオフィサー 平成28年６月 同社取締役執行役員常務 兼 チーフテクノロジーオフィサー 平成31年４月 同社取締役NECフェロー 令和元年６月 同社NECフェロー 令和２年７月 情報・研修館監事 令和４年４月 日本電気株式会社シニアアドバイザー 令和５年４月 福島国際研究教育機構 理事 令和６年６月 情報・研修館監事再任
監事 （非常勤）	三谷　香	自　令和６年６月29日 至　第六期中期目標期間の最後の事業年度の財務諸表承認日まで	平成18年12月 あずさ監査法人 平成20年　７月 監査法人トーマツ 平成23年10月 アビームコンサルティング株式会社 平成28年　３月 三井金属鉱業株式会社 令和　４年10月 三谷公認会計士事務所 所長

			令和 5年 6月 (同)三谷会計パートナーズ 代表 システムズ・デザイン株式会社社外取締役 令和 6年 6月 情報・研修館監事

②会計監査人の氏名または名称及び報酬

当法人は会計監査人の監査を要しない法人であります。

(3)職員の状況

常勤職員は令和7年度末現在103人(前期末比1人増)であり、平均年齢は 42 歳(前期末 42 歳)となっています。このうち、国からの出向者は73人です。なお、女性管理職割合は21%です。

(4)重要な施設等の整備等の状況

本部を東京都に置くとともに、大阪府大阪市に近畿統括本部事務所がありますが、何れも無償使用又は賃貸であり、所有する施設はありません。

(5)純資産の状況

①資本金の状況

資本金はありません。

②目的積立金の状況等

令和7年度は、当期総利益1, 738, 451, 518 円のうち、中期計画の剰余金の使途において定めた産業財産権情報提供の機能向上のための財源に充てるため、675, 034, 259 円を目的積立金として申請しております。

(6)財源の状況

①財源(収入)の内訳(運営費交付金、自己収入)

(単位:百万円)

区 分	金 額	構 成 比 率
運営費交付金	12,000	99.41%
複写手数料収入	0	0.00%
研修受講料収入	71	0.59%
その他収入	0	0.00%
合 計	12,072	100.00%

(注)各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しない場合があります

②自己収入に関する説明

当法人における自己収入として、複写手数料収入及び研修受講料収入があります。

複写手数料収入は、特許公報等のコピー代（プリンターの出力代含む）を一般ユーザーである閲覧者より徴収したものであります。また、研修受講料収入は、一般ユーザー（国等の職員を含む）である研修受講者に対して、研修を実施することにより徴収した受講料であります。

（7）社会及び環境への配慮等の状況

INPIT では、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」の規定に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績を公表するとともに、具体的な措置を定める実施計画を公表しています。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」を踏まえた環境物品等の調達を推進しています。

（8）法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

当法人は、設立以来、我が国唯一の知的財産に関する総合支援機関として、知的財産制度を支える「情報」及び「人材」という基盤と、これらが活用される「環境」の整備・強化を目的として、特許庁と密接に連携しつつ、産業財産権情報の提供、権利取得・活用支援、人材育成支援といった業務を効率的かつ迅速・的確に実施してまいりました。その源泉は以下のとおりです。

・産業財産権情報を無料で検索できる基本ツールとして「J-PlatPat」を運用し、正確な一次情報を迅速かつ安定的に国民に提供しています。

・47 都道府県に配置している「知財総合支援窓口」を始めとする INPIT 各窓口において、中小企業等を知財の側面から支援する体制が整えられ、地域密着型の知財相談インフラとして機能しています。また、約1，200人の知財など様々な分野の専門家をネットワーク化し、中小企業の知財活用の自走を支援すべく伴走型支援への展開を図っています。

・特許庁及び INPIT が有する知識、経験及びノウハウにもとづいて開発・作成した学習教材を知財の e ラーニングサービス「IP ePlat」として無料で提供しています。

これまで蓄積してきた業務ノウハウや各種専門性を有している人材を最大限活用した取組を実施しています。また、INPITだけではカバーできない中小企業等のニーズに対して、 より効果的に支援を提供する観点から、特許庁、日本弁理士会、日本商工会議所、中小企業庁との5者連携をはじめ、既存の連携先とも引き続き協力しながら地域の中小企業・スタートアップへの知財経営支援の強化・充実化に取り組んでいます。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1)リスク管理の状況

業務方法書第 44 条「リスク評価と対応に関する事項」に基づき、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするためのリスク管理に関する規程を整備しています。毎年、同規程に基づき設置したリスク管理委員会において、リスク項目と対応方針を取りまとめたリスク対応計画を定めるとともに、その対応状況について点検を行い、必要に応じて改善策の指示と計画の見直しを行っています。

(2)業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

令和7年度は、令和8年3月にリスク管理委員会を開催し、組織全体でリスク項目への対応状況に係る点検を実施しました。

リスク対応計画の中でも情報セキュリティに関しては重点リスクとして位置付けており、昨今のサイバー空間における我が国の安全に対する脅威も高まってきている中、政府が定めた「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」(令和 7 年 7 月改定)を踏まえ、令和 8 年 3 月に情報セキュリティ委員会を開催し INPIT 情報セキュリティポリシーを改訂しました。またINPITにおいて情報セキュリティ対策を徹底するべく、毎年度、情報セキュリティ対策推進計画を定め、以下の取組を行っています。

ア. 自己点検

INPITの情報セキュリティポリシー及び同ガイドラインについて、全役職員が理解して業務を適切に実施していたか、自己点検を年 2 回実施し、確認しています。

イ. 情報セキュリティポリシー研修

情報セキュリティポリシー等に関する研修テキストを WEB 教材形式で作成し、全役職員が INPIT 情報セキュリティポリシー研修を受講しました。また、新たに人事異動により着任した職員に対しては、異動のタイミングで研修を実施し、理解度テストを行いました。

ウ. 標的型メール訓練

サイバー空間の治安は年々悪化し、標的型攻撃が特に脅威とされていることから、組織全体のリテラシー向上を目的として全役職員に対して不定期に年 4 回の標的型メール訓練を実施しました。

「リスク評価と対応に関する事項」の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。

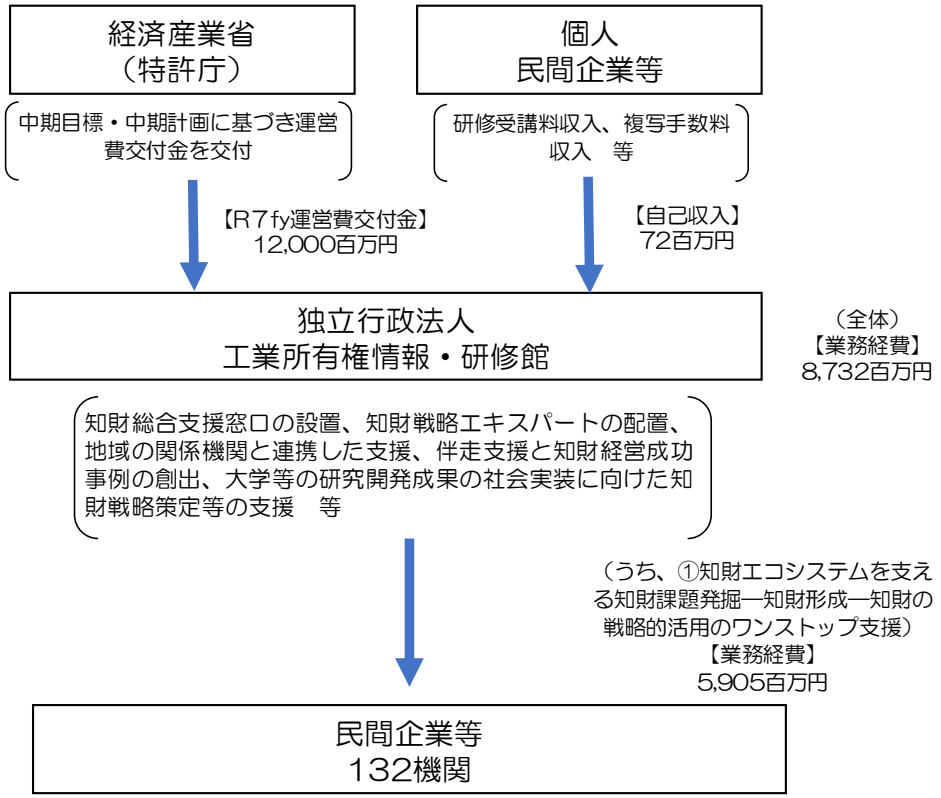
9. 業績の適正な評価に資する情報

令和7年度の INPIT の各業務についてのご理解とその評価に資するため、各事業の前提情報となる、主なスキームを示します。

①知財エコシステムを支える知財課題発掘―知財形成―知財の戦略的活用のワンストップ支援

事業概要

- 全国４７都道府県に設置したINPIT知財総合支援窓口及び各専門窓口（海外展開知財支援窓口、営業秘密支援窓口、アカデミア知財支援窓口、スタートアップ知財支援窓口）において、関係機関と連携し、中堅・中小・ベンチャー企業等の知財に関する様々な課題に対応するワンストップ支援を実施します。
- 知財の戦略的活用を通じた事業の持続的成長を図るため、多様な専門家のチームによる伴走型支援（加速的支援）を実施します。
- 大学等の研究開発成果の社会実装に向けた活動を支援するため、専門人材による知財戦略策定等の支援を行います。



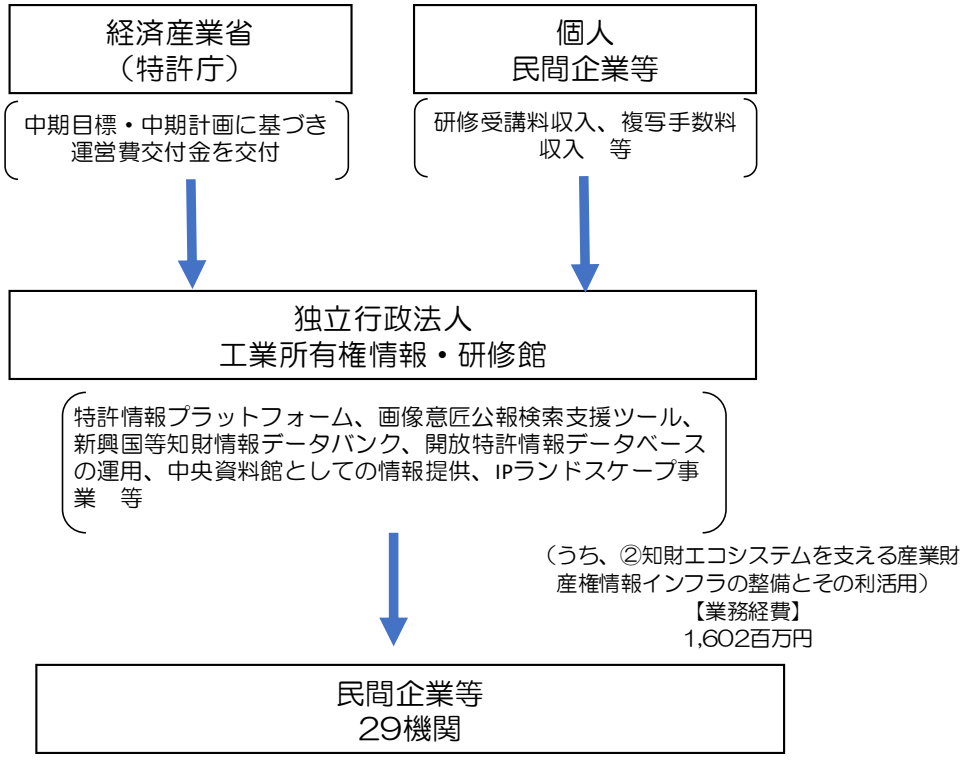
活動評価指標

✓ 関係機関との連携件数13,300件以上
　令和7年度実績：16,459件（年度計画13,300件に対し123.8%達成）
✓ サンプル調査により、経営や事業戦略の課題解決に相当程度寄与したケースの割合が５０％以上【重要度高】【困難度高】
　令和7年度実績：54%
✓ 伴走型支援を行った企業数５０社以上【アウトプット】
　令和7年度実績：62社（年度計画５０社に対し124.0%達成）

②知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用

事業概要

■ 明治以来、特許庁が発行してきた特許、実用新案、意匠、商標に関する公報、外国公報等の情報に加え、出願の審査状況等の産業財産権情報がインターネット回線を通じて何時でも何処でも検索・閲覧できる特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を安定的に運用し、ユーザーに対して産業財産権情報を提供します。
■ 「工業所有権の保護に関するパリ条約」に基づく中央資料館として、国内外の産業財産権情報・文献を収集し、提供します。



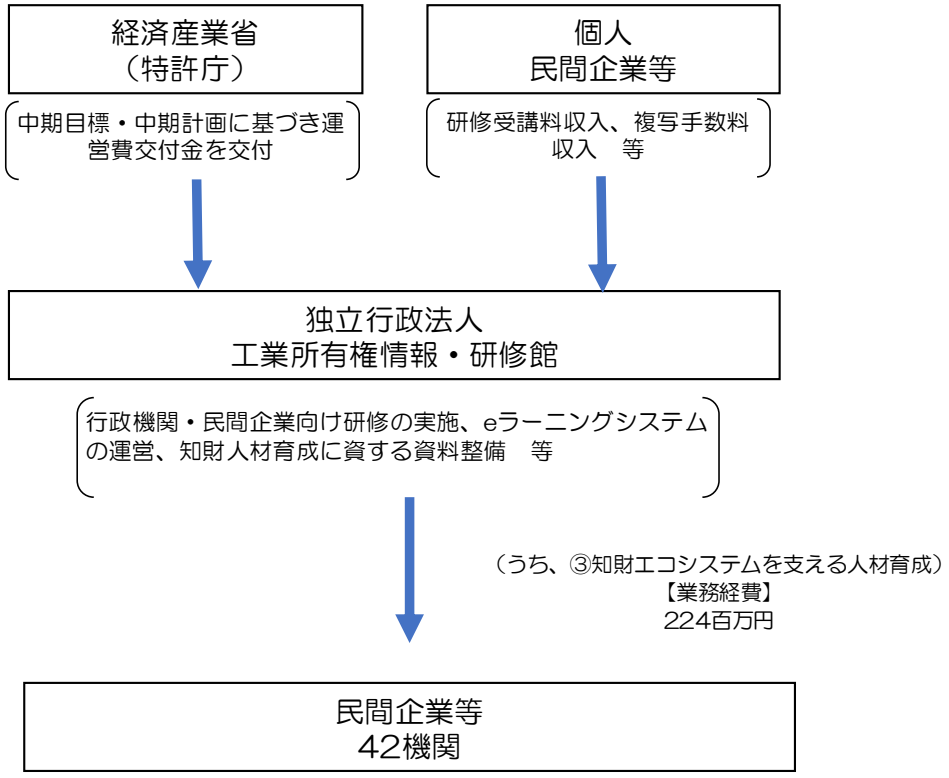
活動評価指標

✓ ①マニュアルの配布件数、②講習会受講者数、③動画コンテンツ再生数を合わせて、22,000以上【アウトプット】
　令和7年度実績： 34,824件 （年度計画22,000に対し158.3％達成）
✓ サンプル調査に基づき、具体的に利活用が出来た割合が２／３以上【重要度高】【困難度高】
　令和7年度実績：83.2%
✓ IPランドスケープ支援を８０件以上
　令和7年度実績：101件（年度計画８０件に対し126.3%達成）
✓ 経営計画の策定、販路拡大、競争力の強化、事業の転換等に活用できた事例に関し、４０件以上【困難度高】
　令和７年度実績： 46件 （年度計画４０件に対し115.0%達成）

③知財エコシステムを支える人材育成

事業概要

■ 行政機関や民間企業等において知的財産権に関する業務に従事する者の実務的な知見や先行技術調査能力を高めるための研修を実施するほか、知財人材育成教材として、幅広いユーザーニーズに応じたeラーニング教材等を開発し、提供します。
■ 未来の産業人材である学生等の若年層の知財マインドの醸成に向けて、発明・デザインに関するコンテストの開催や知財学習支援を実施します。



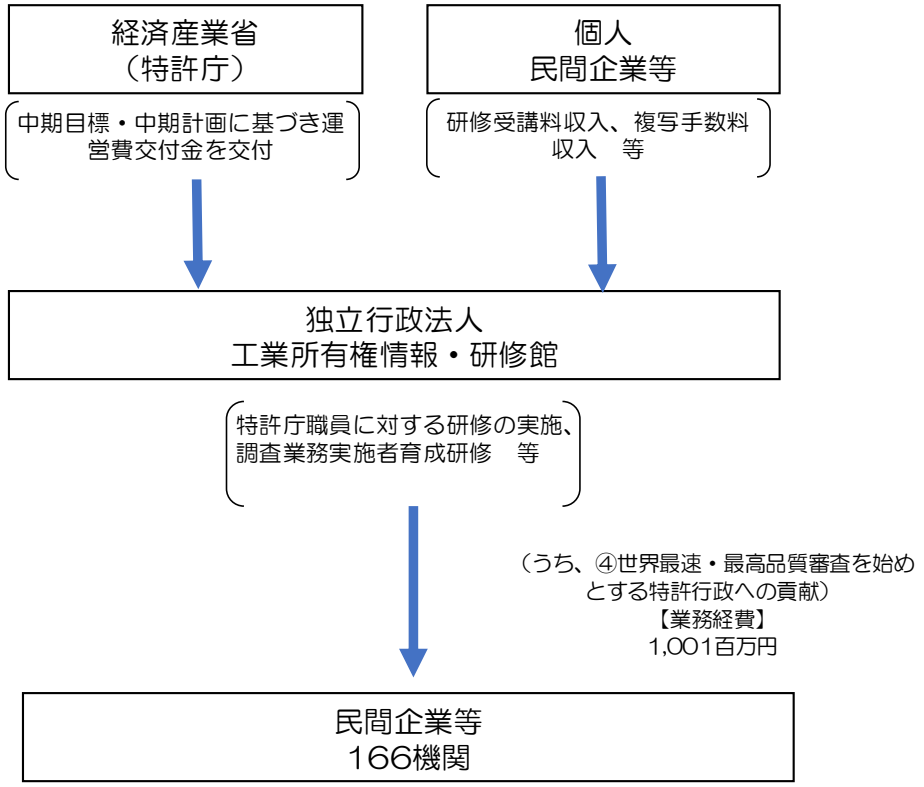
活動評価指標

✓ 関係機関との連携の下、第六期中期目標に掲げられた成果指標（期間中に累計６６本以上） を達成するため、令和７年度は、１６本以上を達成する。【アウトプット】
　令和7年度実績：20本 （年度計画１６本に対し125.0%達成）
✓ ＩＮＰＩＴが主催する知財関連研修、セミナー等の機会を通じて実際に教材を利用した者及びIP ePlat 等を通じて知財人材育成教材をダウンロードした者７，０００者以上【重要度高】【困難度高】
　令和7年度実績：12,169者（年度計画７，０００者に対し173.8%達成）

④世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献

事業概要

- ■ 審査の迅速化や質の向上に資する研修として、特許庁職員に対する研修や、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」に基づく登録調査機関の調査業務実施者等に対する研修を実施します。
- ■ 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等を行います。



活動評価指標

- ✓ 特許庁の職員に対し、法定研修や職員の能力向上に資する研修を確実に実施し、４００科目数以上
  令和7年度実績： 503科目 （年度計画４００科目に対し125.8％達成）
- ✓ 特許庁の職員研修担当者に対し、ＩＮＰＩＴが提供した特許庁職員向け研修について、A．特許庁職員の能力向上に如何に貢献しているか、B．研修運営が特許庁の満足するレベルに達しているかの２つの評価項目に関するヒアリングを行い、それぞれの項目を４段階で評価し、各項目の最上位評価指標の平均割合について、２５％以上【アウトカム】
  令和7年度実績：70%

10. 業務の成果及び当該業務に要した資源

(1)当事業年度の主な業務成果・業務実績

INPIT では、第六期中期目標期間中のINPITの主要な役割を検討した上で、その行うべき事業を以下の 4 項目に分け、中期計画を策定し、それに基づき令和7年度の年度計画を立てました。

1. 知財エコシステムを支える知財課題発掘から知財の戦略的活用までのワンストップ支援
2. 知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用
3. 知財エコシステムを支える人材育成
4. 世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献

以下、項目ごとに業務実績とその成果の概要について紹介します。なお、特に重要施策として定量指標を設けている取り組みについては(2)において、成果をまとめます。

1. 知財エコシステムを支える知財課題発掘から知財の戦略的活用までのワンストップ支援

INPIT では、全国 47 都道府県に知財総合支援窓口(以下、窓口という。)を設置しており、ここが本項目で目指す「知財のワンストップ支援」の中心となっています。具体的には、知財に関する各種相談の最初の入り口として、ごく初歩的な相談から高度な相談や知財戦略の助言、さらには伴走型支援対象の発掘まで、多様なそして数多くの相談に対応しています。こうした業務を円滑に行うために、窓口の担当者や事業責任者に対しては、丁寧な業務マニュアルに基づく窓口運営の指導を行っており、それが窓口の円滑な運営に反映されています。

この窓口は INPIT と地域の関連の支援機関との連携の要にもなっています。中小企業等に対する知財経営の推進に向けた質の高い支援の実施を行うため、関係の支援機関等との連携が重要です。INPIT では、関係機関との連携を重要施策として掲げており(→定量指標 1-1)、関係機関と五者連携を締結して強固な協力体制構築を目指していますが、その現場である各地域では窓口が中心となり、よろず支援拠点、中小企業支援センター、商工会議所、金融機関等との連携を通じて、中小企業の課題解決に寄与する効果的な支援を実施できました(→定量指標 1-2)。また、より密な支援による知財経営の成功事例構築のための伴走型支援の対象企業の発掘にも貢献しました(→定量指標 1-3)。こうした高度な支援活動では、INPIT の知財戦略エキスパートが活躍しました。

この項目では、大学等アカデミアにおける研究成果の社会実装における知財に関する課題の発掘とその解決支援のため、複数の公募型事業を計画し実施し、ほとんどの支援先から高い評価を得ました。

2. 知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用

INPIT では、産業財産権情報提供の基盤となる特許情報プラットフォーム(以下、J-PlatPat という。)ならびに関連するデータベース群を運用し、無償で公開しています。こうした情報提供システム群の安定運用とユーザー要望も取り入れた改善により、利用者からの高い信頼と利活

用への高い評価を得ることができました(→定量指標 2-2)。

知財情報提供サービス利用者のすそ野を拡大するべく、J-PlatPat の機能、操作方法又は活用実例等を記載したマニュアル等を作成しました。特にマニュアルについては、初心者の理解を深めるため、新たに簡易検索及び J-PlatPat における基本原則の章を追加する等の改訂を行うとともに、J-PlatPat 等の利用方法を具体的に紹介するオンライン講習会が、実のあるものとなり、知財情報提供サービス利用者の知財情報利活用スキル向上に資するものとなるべく、利用者が初心者レベルから段階的に理解できるように学習体系を見直してテキストを改訂しました。また、利用者が所望の法域について充実した内容を習得できるように、講習会自体を法域別に実施する形態に変更し、開催回数を増やしました(4 回→10 回)。また、さらに、知財情報提供サービスの利用者がより適切に J-PlatPat を用いた検索を行うことができるように、理想的な J-PlatPat を利用した検索の一連の手順である標準的なフローを、外部有識者の意見等を参照しながら作成するとともに、これを紹介する動画を新たに作成し、INPIT の e ラーニングサービス(IP ePlat)上で公開するとともに、YouTube INPIT channel でも配信しました。オンライン講習会、個別説明会及び動画コンテンツの更なる周知を図るべく、これらを紹介するチラシを新たに作成し、知財・情報フェア&コンファレンス、Food 展等のイベントで配布しました。加えて、よろず支援拠点への配布を行い、周知の協力を依頼しました。以上の努力により、J-PlatPat の高い利用実績を達成することができました(→定量指標 2-1)。

知財情報も活用されてこそ価値があるものですが、その重要な活用の一つが IP ランドスケープ(企業等の経営において、知財情報も活用して分析し、企業の強みを生かした事業戦略や課題解決策を策定すること、以下、IPL という。)です。INPIT では、この IPL の普及を目指し、その活用事例の作成を目標に、IPL の支援事業を行い、今年度は101 件の IPL 支援実績を達成しました(→定量指標 2-3)。さらに支援企業数だけでなく、支援した企業において活用ができた数多くのまた多岐にわたる事例を収集できました。

3. 知財エコシステムを支える人材育成

INPIT は、数多くの知財学習教材を提供していますが、中でも知的財産に関する動画などの学習教材を提供する INPIT の e ラーニングサービス(以下、IP ePlat という。)では、150 以上の教材を提供しています。これらの教材は時代の要請に応じて適宜、新規教材(既存コンテンツの更新を含む。)に置き換えられていくべきですが、今年度は目標値を上回る 20 本の新規教材を制作し提供することができました(→定量指標 3-1)。その作成においては、日本商工会議所との連携による共同開発や、日本政策金融公庫との連携による実践的な内容の動画など、関係機関との連携により、異なる観点から多様なニーズに応えられる質の高いものを制作することができました。

開発した各種教材の利活用を進めるため、チラシの作成・配布、イベント等での IP ePlat のデモ紹介、そして様々な研修・セミナーの実施など周知活動を幅広く行いました。さらに、INPIT の教材を使い、地域や組織で、各々の状況に応じて人材育成活動ができるように、弁理士の方々や関係機関の支援人材への研修や、研修に協力して頂く中での OJT 的な研修を実施

し、知財人材育成の伝道師を増やす取り組みも行いました。その結果、INPIT の知財人材育成教材に関して、目標値を上回る数のダウンロード者数を達成することができました（→定量指標3-2）。また、研修等の周知活動を通じて、教材の内容だけでなく、その使い方に関しても様々な知見を得ることができ、改善に活かすことができました。

若年層に対する知財学習支援では、INPIT は、知財学習に取組む高等学校及び高等専門学校を支援する知財力開発校支援事業を行ってきましたが、今年度は昨年度に引き続き普通科高校も対象に含めた事業とし、全参加校65校（うち普通科高校17校）の支援を実施しました。また、若者の知財マインドの醸成及び知的財産制度への理解深化を目指し、INPIT は、文部科学省、特許庁、日本弁理士会と共催で、全国の高校生、高等専門学校生、大学生、専修学校生及び大学校生を対象に、パテントコンテスト・デザインパテントコンテストを実施していますが、今年度は、全国の 4 か所で発明体験ワークショップの開催や知財力開発校支援事業の参加校も含めた各学校への周知活動を行い、その結果、1,316 件の応募を得ることができました。

4. 世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献

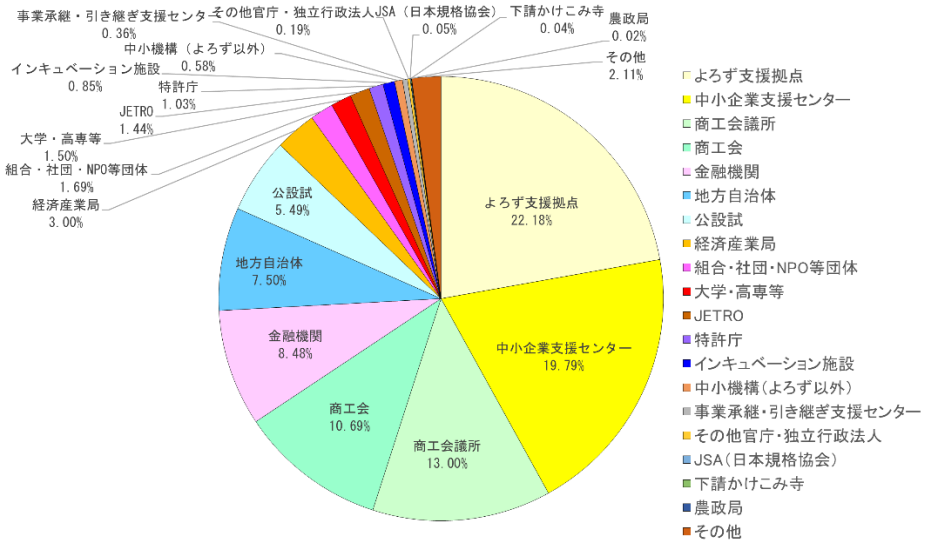
特許行政への貢献に関しては、特許庁職員に対して目標値を超える研修科目数（→指標 4-1）を提供するだけでなく、常に改善に取り組み、特許庁の研修担当者からも目標値よりも高い評価を受けました（→指標 4-2）。研修の内容についても、日本弁理士会、日本商工会議所、民間企業のデザイナー等、多様な職種の実務家からの研修が行われ、特許庁内だけでは得られない観点から、特許庁職員の知見を高めることができました。

（2）重点施策に対する定量指標に基づく実績

指標 1-1：関係機関との連携件数

目標：13,300 件以上、実績：16,459 件（対目標値 123.8%達成）

補足：中小企業等に対する知財経営の推進に向けた質の高い支援の実施を行うためには、知財だけでなく、経営全般の様々な観点からの支援を総合的に行う必要があります。そのためには、関係の支援機関等との連携が重要です。INPIT では、知財経営ネットワーク構築を目指す五者連携も活用し、これまで以上に関係機関と連携した支援を目指しました。その結果、上記のように目標値を大きく上回る実績をあげることができました。



連携機関の内訳

こうした連携では、支援だけでなく、関係機関の支援人材に対する知財経営に関する研修や項目 3 として行っている研修事業の共催など、知財人材教育においても連携を深めました。

指標 1-2：関係機関との連携による、経営課題解決に寄与した社の割合

目標：サンプル調査（下記参照）で、経営課題解決に寄与した社の割合 50%以上

実績：53. 8%（目標達成）

＜サンプル調査＞

・調査対象：令和6年度と7年度の両方で知財総合支援窓口が支援をしており、少なくともいずれかの年度で連携支援が行われた企業の社のうち、統計的に有意な数の 450 社を任意に抽出してヒアリングを行いました。

・「経営課題解決へ相当程度の貢献」の判断基準：以下の観点に基づき、このうちの 1 つでも効果があったことが確認できた社を「経営課題に寄与した社」として数えました：①売上の向上、②利益の向上、③資金調達等、④設備投資又は 雇用の拡大、⑤契約・共同開発等の具体化、⑥販路等の拡大、⑦製品・サービ スの上市、付加価 値向上等、⑧海外展開、⑨知財戦略具体化、⑩体制・規程整備、⑪知財制度への理解促進、⑫事業戦略の 設定・見直し。

補足：上記のヒアリング調査の中で、関係機関との連携による支援に関しては、互いの支援先の紹介による支援先の効率的拡大だけでなく、支援の質の向上にも貢献していることもわかってきました。その特徴的な例を 2 つ紹介します。

・**金融機関との連携：**金融機関が事業発展のための幅広い視点での対象企業の課題整理を先導したため、INPIT 側は、その中の知財に関する課題に焦点を絞ることができ、短期間での成果につながった。

・**よろず支援拠点や商工会議所との連携：**商品開発において、商品のターゲットをどのように定めるのか等の販売戦略策定に関するアドバイスをよろず支援拠点の専門家から頂い

たことで、商品のネーミングやデザインの議論が進み、効果的な商標や意匠の戦略を立てることができた。

指標 1-3：伴走型支援を行った企業数

目標：50 社以上、実績：62社（対目標値 124%達成）

補足：INPIT では伴走型支援事業として、知的財産を活用して事業成長が見込まれる中小企業等に対して、専門家による支援チームを約 1 年半派遣して伴走支援を行うことで、対象企業の組織能力（ケイパビリティ）を高め事業成長を実現する支援事業（以下、加速的支援事業）を行っています。今年度は目標の 50 社に対し、62 社への加速的支援を開始することができました。

また、加速的支援で行っている事業成長に向けた知財経営の模擬的実施を重要性を多くの中小企業等に認識してもらい、自ら適切な専門家を活用しながら知財経営を実施するためのツールとなるべく、加速的支援の紹介資料を作成しました。資料作成にあたっては、加速的支援終了の企業の中から著しい進展が認められた企業を 5 件選び、各社ごとに成功の鍵となる点をわかりやすい資料にまとめ、さらに動画も 2 本制作し、これを以下のページ等で紹介しています。

https://chizai-portal.inpit.go.jp/supportcase/02.html

指標 2-1：J-PlatPat の普及状況

目標：①マニュアル配布数、②講習会受講者数、③動画再生数の合計で 22,000 以上

実績：34, 824（対目標値158. 3%を達成）

指標 2-2：J-PlatPat の企業活動における利活用状況

目標：アンケート調査（下記参照）での「利活用が出来た」との回答割合が 2/3 以上

実績：83. 2%（目標達成）

＜アンケート調査＞

J-PlatPat の利用者対し、2026/1/14～2026/2/13の期間でアンケートを実施。回答において、母集団を回答者全員とし、J-PlatPat 利用の目的に対し、J-PlatPat で得られた情報を用いて目的を達成できていると回答し、かつ J-PlatPat で提供している機能を有効利用できていると回答した割合を「利活用が出来た」との回答割合としました。

指標 2-3：IPL 支援実施企業社数

目標：80 社以上、実績：101 社（対目標値126. 3%達成）

指標 2-4：IPL 支援対象企業において企業の課題解決に向けた戦略策定に有効だった件数

目標：40 社、実績：46 社（対目標値 115%達成）

指標 3-1：IP ePlat 上の新規コンテンツ（既存コンテンツの更新を含む。）数

目標：16 本、実績：20 本（対目標値 125%達成）

指標 3-2：知財人材育成教材の利活用状況

目標：知財人材育成教材ダウンロード者数 7,000 者

実績：12, 169者（対目標値173. 8%達成）

指標 4-1：特許庁の職員に対する法定研修や能力向上に資する研修の実施科目数

目標：400 科目、実績：503 科目（対目標値125. 8%達成）

指標 4-2：特許庁の職員研修担当者の評価

目標：ヒアリング評価での最上位評価指標の平均割合（下記参照）25%以上

実績： 70%（目標達成）

＜職員研修担当者のヒアリング評価＞

特許庁の職員研修担当者 10 名に対して、A. 特許庁職員の能力向上に如何に貢献しているか、B. 研修運営が特許庁の満足するレベルに達しているかの 2 つの項目に関するヒアリングを行い、それぞれの項目での回答を 4 段階で評価し、各項目で最上位の回答をした担当者の割合の平均を評価指標として用いました。

（3）令和 7 年度の業務実績とその自己評価

INPIT は、良質なサービスの提供、組織と業務の効率的運営、関係法令等の遵守及び人材の育成等を経営方針として掲げ、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。令和 7 年度は、年度計画及び第六期中期計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について、適切に取り組み、総合的にみて本中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行ってまいりました。

各業務の具体的な取り組み結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

詳細につきましては、自己評価書をご覧ください。

【令和 7 年度項目別評定総括表】

項　目	評価	行政コスト
Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1. 知財エコシステムを支える知財課題発掘―知財形成―知財の戦略的活用のワンストップ支援	A	6, 260百万円
2. 知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用	A	1, 791 百万円
3. 知財エコシステムを支える人材育成	A	347 百万円
4. 世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献	A	1, 207 百万円
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項	B	
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項	B	
Ⅳ. その他業務運営に関する事項	B	

(注)評価区分

S:所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A:所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B:所期の目標を達成していると認められる。

C:所期の目標を下回っており、改善を要する。

D:所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

(4)当中期目標期間における主務大臣による総合評定の状況

区　分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
評定	B	-	-	-

※参考:前中期目標期間における主務大臣による総合評定の状況

区　分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
評定	B	B	B	B

(注)評価区分

S:所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A:所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B:所期の目標を達成していると認められる。

C:所期の目標を下回っており、改善を要する。

D:所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

11. 予算と決算の概要

要約した決算報告書

（単位:百万円）

区　分	予算額	決算額	差額理由
収入	12,102	12,072	
運営費交付金	12,000	12,000	
複写手数料収入	2	0	注1
研修受講料収入	101	71	注2
その他	-	0	
計	12,102	12,072	
支出	12,102	10,333	
業務経費	10,359	8,732	注3
人件費	945	859	注4
一般管理費	798	742	
計	12,102	10,333	

（注）各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しない場合があります

予算額と決算額の差額説明

注1）　複写手数料収入については、特許公報等の複写を必要とする閲覧者の減少等により、予算額に比して決算額が少額となっております。

注2）　研修受講料収入については、調査業務実施者育成研修新規受講者の減少等により、予算額に比して決算額が少額となっております。

注3）　業務経費については、競争入札による調達や業務委託費の精算による経費の節減等により、予算額に比して決算額が少額となっております。

注4）　人件費については、業務の効率化や事業の見直し等により業務部門の人件費が予定を下回ったこと等により、予算額に比して決算額が少額となっております。

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

12. 財務諸表の要約

要約した財務諸表

①貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部	金　額	負債の部	金　額
流動資産	8,242	流動負債	4,549
現金・預金（※1）	8,103	未払金	4,359
その他	139	引当金	110
固定資産	320	その他	80
有形固定資産	50	固定負債	319
無形固定資産	1	資産見返負債	297
投資その他の資産	269	引当金	22
		負債合計	4,868
		純資産の部（※2）	3,694
		資本剰余金	1
		利益剰余金	3,693
		純資産合計	3,694
資産合計	8,562	負債純資産合計	8,562

（注）各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しない場合があります

②行政コスト計算書

（単位：百万円）

	金　額
損益計算書上の費用	10,356
経常費用（※3）	10,356
その他行政コスト	－
行政コスト合計	10,356

（注）各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しない場合があります

③損益計算書

（単位:百万円）

	金 額
経常費用(A)(※3)	10,356
業務費	9,605
人件費	1,581
減価償却費	10
その他	8,015
一般管理費	751
人件費	306
減価償却費	2
その他	443
経常収益(B)	12,095
運営費交付金収益	11,895
自己収入	72
その他	128
その他調整額又は目的積立金取崩額(C)	－
当期総利益(B-A+C)(※4)	1,738

(注)各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しない場合があります

④純資産変動計算書

（単位:百万円）

	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	1	1,954	1,955
当期変動額	－	1,738	1,738
国庫納付金の納付	－	-	-
当期総利益(※4)	－	1,738	1,738
当期末残高(※2)	1	3,693	3,694

(注)各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しない場合があります

⑤キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

	金　額
業務活動によるキャッシュ・フロー（A）	1,967
投資活動によるキャッシュ・フロー（B）	-
資金増加額（又は減少額）（C=A+B）	1,967
資金期首残高（D）	6,137
資金期末残高（E=C+D）（※5）	8,103

（注）各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しない場合があります

（参考）資金期末残高と現金及び預金との関係

（単位：百万円）

	金　額
資金期末残高（※5）	8,103
現金及び預金（※1）	8,103

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明

(1)各財務諸表の概要

①貸借対照表

当事業年度末の資産残高は、8, 562 百万円であり、その大層は現金・預金の金融資産となっております。また、負債残高は4, 868 百万円となっておりますが、その大層は業務外注等に対する対価の未払金等を負債に計上しているものです。

②行政コスト計算書

損益計算書の経常費用を合計した行政コストは 10, 356 百万円となっております。

③損益計算書

経常費用は 10, 356 百万円、経常収益は12, 095 百万円であり、当期総利益は1, 738 百万円となっております。

経常費用の主なものには、業務費(9, 605 百万円)がありますが、いずれも運営費交付金を財源とした業務となっており、運営費交付金債務の収益化基準が業務達成基準となったことで効率化等により、他の業務も含め法人全体で1, 738 百万円の利益を計上しているものです。

④純資産変動計算書

資本剰余金の期首残高は1百万円、利益剰余金の期首残高は 1, 954 百万円であり、当期総利益1, 738 百万円を加えた利益剰余金の期末残高は3, 693 百万円となり、純資産合計は3, 694百万円となっております。

⑤キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローは、前年度比で原材料、商品又はサービスの購入による支出が 364 百万円増加したこと及び運営費交付金収入が 446 百万円増加したこと、国庫納付金の支出が5,356百万円減少したこと等により、5, 545 百万円の増加となっております。投資活動によるキャッシュ・フローは、前年度比でその他資産(敷金)の返還による収入が 14 百万円減少したことにより、14 百万円の減少となっております。

これらにより、1, 967 百万円の資金増加となり、期末残高は 8, 103 百万円となりました。

(2)財政状態及び運営状況について

INPIT の業務運営は概ね順調に進捗しており、上記のとおり当事業年度末の財政状態には大きな問題はありません。

14. 内部統制の運用状況

INPIT は、役員の職務執行が独立行政法人通則法、独立行政法人工業所有権情報・研修館法、又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他独法の業務の適正を確保するための体制整備に関する事項を業務方法書に定めています。その主な項目及び実施状況は次のとおりです。

＜内部統制の運用（業務方法書第 39 条、第 41 条及び 43 条）＞

中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ有効かつ効率的な業務を行うために、内部統制推進の基本方針を定めており、同方針に基づき、業務の適性を確保するための内部統制に係る体制整備を図ることとしています。また、内部統制に関わる重要事項として、業務運営の基本方針に関する事項、中期計画及び年度計画（予算を含む）に関する事項、業務実績の評価に関する事項、決算及び財務諸表に関する事項、重要な諸規程の制定及び改廃に関する事項等については、役員会の議決を経ることとしています。

令和 7 年度は、全 12 回の役員会を開催し、組織及び業務運営等に関する重要事項につき、審議等を行いました。

＜リスク評価と対応に関する事項（業務方法書第 44 条）＞

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、リスク管理規程を定めており、リスク管理を効率的かつ効果的に実施するために、同規程に基づき、リスク管理委員会を設置しています。

令和 7 年度は、令和 6 年度に策定したリスク対応計画（令和 7 年 3 月 31 日付改訂）に基づく統制活動を中心にリスク対応に取り組み、令和 8 年 3 月にリスク管理委員会を開催し、取組状況のフォローアップを行いました。

＜情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項（業務方法書第 46 条）＞

情報セキュリティ確保のため、情報セキュリティポリシーを定めるとともに、情報セキュリティ委員会を設置しています。

令和 7 年度は、令和7年 7 月、令和8年 1 月の 2 回、全ての役職員に対して同ポリシーの遵守に係る自己点検を実施しました。

また、INPIT の有する個人情報及び個人番号を適切に管理するため、個人情報保護規程を定めるとともに、管理体制を整備しています。

令和 7 年度は、令和8年 3 月に個人情報保護監査を実施するとともに、個人情報の管理状況に係る自己点検を実施しました。

＜監事及び監事監査に関する事項（業務方法書第 47 条）＞

監事及び監事監査に関する規程として、監事監査要綱を定めており、監事事務の公正かつ効率的な運営に資することを目的とし、同要綱に定める監事監査の実施に関する基準について監事監査実施基準を定めています。監事は、同要綱・基準の趣旨に沿って、INPIT の業務運営及び会計について、有効性及び効率性並びに適正性が確保されるよう監査を行うこととされています。最終的にはこれらの監査方法や結果を取りまとめた監査報告を作成し、経済産業大臣及び理事長へ提出を行っています。

令和 7 年度は、監査計画書に基づき、11 回の監事監査を実施し、業務運営及び会計の他、内部統制の現況（予算執行、法人文書、個人情報、情報セキュリティ管理等）について、監査を実施しました。

＜内部監査に関する事項（業務方法書第 48 条）＞

自律的な監査機能として内部監査担当室（監査室）を設置し、内部監査を実施するとともに、その結果を理事長に報告することとしています。また、監査室は、内部監査規程の趣旨に沿って、業務運営の適正化及び諸制度の改善に資することを目的とし監査を実施することとされ、加えて、監事監査と連携し効率的に監査が行えるよう、監査計画の策定段階から監事との連携を図ることとしています。

令和7年度は公報閲覧・相談部、地域支援部、知財戦略部及び知財活用支援センターの事業を対象に監査を行いました。また、今年度から部署全般に係る簡易的な監査（部署別監査）も実施しました。

＜入札・契約に関する事項（業務方法書第 50 条）＞

入札及び契約に関し、契約監視委員会設置規程を定めるとともに、監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を設定しています。

令和7年度は、令和7年6月に契約監視委員会を開催しました。

15. 法人に関する基礎的な情報

(1)沿革

INPIT は、特許庁の施設等機関として公報閲覧、審査・審判図書整備、相談等の業務を行ってきた「工業所有権総合情報館」を母体として設立された機関であり、平成 13 年 4 月に独立行政法人としてスタートをしました。

平成 16 年 10 月には、情報普及、研修、人材育成業務を開始し、現在の名称である「工業所有権情報・研修館」に改称され、その後、現在に至るまでの間、工業所有権制度を支える「情報」及び「人材」の基盤とこれらが活用される「環境」の整備・強化を目的として、特許庁と連携しつつ、各般の業務を効率的かつ迅速・的確に実施してまいりました。

沿革の詳細につきましては、こちらをご覧ください。

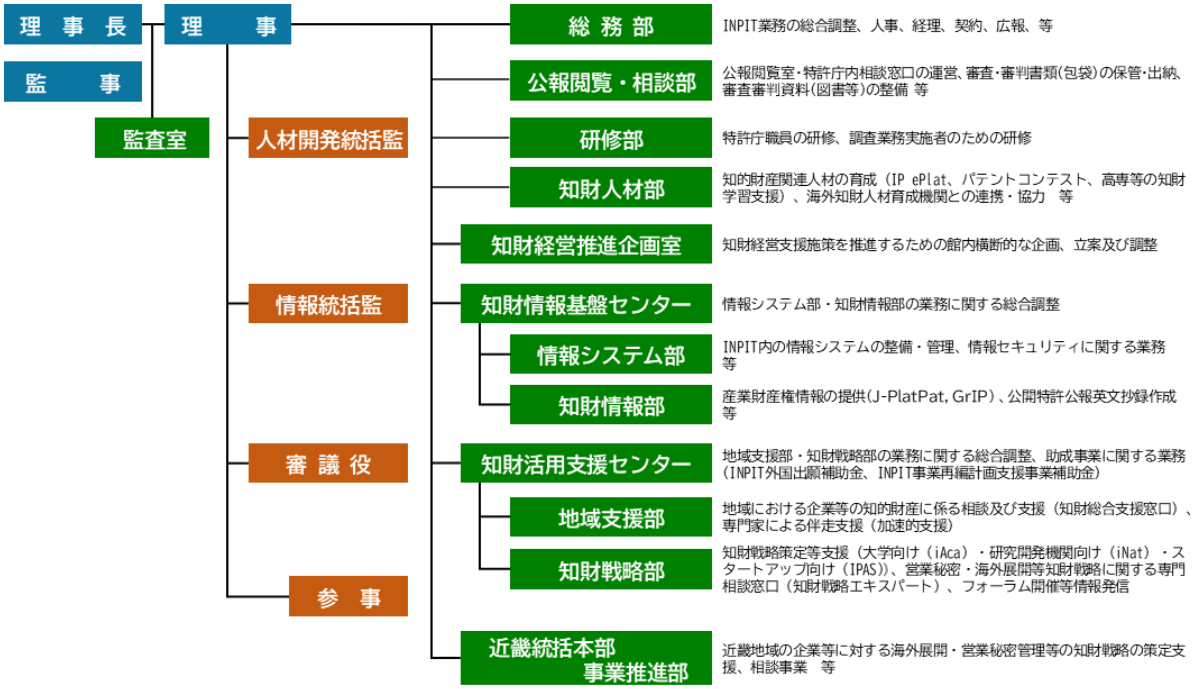
(2)設立に係る根拠法

独立行政法人工業所有権情報・研修館法(平成 11 年法律第 201 号)

(3)主務大臣

経済産業大臣(経済産業省特許庁総務部総務課)

(4)組織体制(令和８年３月末現在)



(5)事務所の所在地

①事務所(本部)　：東京都港区虎ノ門 4-3-1　城山トラストタワー8 階

②事務所(特許庁分室)：東京都千代田区霞が関 3-4-3　特許庁庁舎1、2 階

③事務所(虎の門分室)：東京都千代田区霞が関 3-8-1　虎ノ門ダイビルイースト 2、7 階

④事務所(近畿統括本部)：大阪府大阪市北区大深町 3-1　グランフロント大阪ナレッジキャピタルタワーC9 階

(6)主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

特定関連会社及び関連会社は該当ありません。

関連公益法人等の状況は以下のとおりとなります。

法人の名称等

一般社団法人発明推進協会　外 25法人

法人との関係

当法人からの業務委託又は業務外注等により、「独立行政法人会計基準第 106 の「関連公益法人等の範囲」のうち、事業収入に占める独立行政法人との取引額に係る額が三分の一以上である公益法人等」に該当。

詳細につきましては、附属明細書又は関連公益法人等関連ページをご覧ください。

(7)主要な財務データの経年比較

（単位:百万円）

区　分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度
資産	6,767	8,494	10,180	6,595	8,562
負債	3,860	3,952	4,823	4,640	4,868
純資産	2,907	4,542	5,357	1,955	3,694
行政コスト	9,747	9,197	9,825	9,708	10,356
経常費用	9,742	9,197	9,825	9,708	10,356
経常収益	11,170	10,832	10,641	11,663	12,095
当期総利益	1,427	1,635	816	1,954	1,738

(注)各金額は単位未満四捨五入によっております

（8）翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画

【予算】

（単位：百万円）

区　　分	知財エコシステムを支える知財課題発掘―知財形成―知財の戦略的活用のワンストップ支援	知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用	知財エコシステムを支える人材育成	世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献	共　通	合　計
収入						
運営費交付金	8,060	1,621	536	1,168	846	12,231
複写手数料収入	－	2	－	－	－	2
研修受講料収入	－	－	5	95	－	101
目的積立金取崩	76	14	4	30	8	132
計	8,136	1,637	545	1,293	854	12,465
支出						
業務経費	7,738	1,442	401	1,082	－	10,662
知財エコシステムを支える知財課題発掘―知財形成―知財の戦略的活用のワンストップ支援	7,738	－	－	－	－	7,738
知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用	－	1,442	－	－	－	1,442
知財エコシステムを支える人材育成	－	－	401	－	－	401
世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献	－	－	－	1,082	－	1,082
人件費	398	196	144	211	20	968
一般管理費	－	－	－	－	835	835
計	8,136	1,637	545	1,293	854	12,465

（注）各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがあります。

【収支計画】

（単位：百万円）

区　　分	知財エコシステムを支える知財課題発掘―知財形成―知財の戦略的活用のワンストップ支援	知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用	知財エコシステムを支える人材育成	世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献	共通	合計
費用の部	8,138	1,637	545	1,301	856	12,477
経常費用	8,138	1,637	545	1,301	856	12,477
知財エコシステムを支える知財課題発掘―知財形成―知財の戦略的活用のワンストップ支援	7,738	－	－	－	－	7,738
知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用	－	1,442	－	－	－	1,442
知財エコシステムを支える人材育成	－	－	401	－	－	401
世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献	－	－	－	1,082	－	1,082
人件費	398	196	144	211	20	968
一般管理費	－	－	－	－	835	835
減価償却費	2	－	－	8	2	12
財務費用	－	－	－	－	－	－
収益の部	8,138	1,637	545	1,301	856	12,477
運営費交付金収益	8,060	1,621	536	1,168	846	12,231
複写手数料収入	－	2	－	－	－	2
研修受講料収入	－	－	5	95	－	101
寄附金収益	－	－	－	－	－	
資産見返負債戻入	2	－	－	8	2	12
純利益	－	－	－	－	－	－
目的積立金取崩額	76	14	4	30	8	132
総利益	－	－	－	－	－	－

（注）各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがあります。

【資金計画】

（単位：百万円）

区　　分	知財エコシステムを支える知財課題発掘―知財形成―知財の戦略的活用のワンストップ支援	知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用	知財エコシステムを支える人材育成	世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献	共通	合計
資金支出	8,136	1,637	545	1,293	854	12,465
業務活動による支出	8,136	1,637	545	1,293	854	12,465
投資活動による支出	－	－	－	－	－	－
財務活動による支出	－	－	－	－	－	－
翌年度への繰越金	－	－	－	－	－	－
資金収入	8,136	1,637	545	1,293	854	12,465
業務活動による収入	8,060	1,623	541	1,263	846	12,333
運営費交付金による収入	8,060	1,621	536	1,168	846	12,231
複写手数料収入	－	2	－	－	－	2
研修受講料収入	－	－	5	95	－	101
その他の収入	－	－	－	－	－	－
投資活動による収入	－	－	－	－	－	－
その他の収入	－	－	－	－	－	－
財務活動による収入	－	－	－	－	－	－
前年度よりの繰越金	76	14	4	30	8	132

（注）各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがあります。

16. 参考情報

（1）要約した財務諸表の科目の説明

①貸借対照表

現金・預金等

現金及び預金であって、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に期限の到来しない預金を除くもの

その他（流動資産）

前払費用、未収金等

有形固定資産

建物附属設備、器具備品など、独立行政法人が長期わたって使用又は利用する有形の固定資産

無形固定資産

有形固定資産以外の長期資産で、電話加入権など具体的な形態を持たない無形の固定資産

投資その他の資産

当法人が入居するビルに対する敷金等

未払金

独立行政法人の通常の業務活動において発生した未払金

その他（流動負債）

未払費用、前受金、預り金等

引当金

将来の特定の費用を当期の費用として見越し計上するもので、賞与引当金、退職給付引当金が該当

資産見返負債

資産見返運営費交付金であり、中期計画の想定の範囲内で、固定資産を取得したことに伴い運営費交付金債務から振替えたもの

資本剰余金

国から引き継いだ資産及び独立行政法人が取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金

独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金の累計額

②行政コスト計算書

損益計算書上の費用

損益計算書における経常費用

行政コスト

独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③損益計算書

業務費

独立行政法人の業務に要した費用

人件費

給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費

減価償却費

業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

一般管理費

事務所の賃借料、減価償却費など、独立行政法人の管理に要した費用

運営費交付金収益

国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

自己収入

手数料収入、研修受講料収入などの収益

当期総利益

独立行政法人通則法第44条の利益処分の対象となる利益であって、独立行政法人の財務面の経営努力の算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

④純資産変動計算書

当期末残高

貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー

独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー

将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、その他資産（敷金）の取引等が該当

（2）その他公表資料等

INPIT では、これまでに作成した各種コンテンツ（動画、調査資料、パンフレット等）について、適時ご利用いただけるようアーカイブスを整備しております。ご興味・ご関心をお持ちいただけましたら是非ご利用いただけますと幸いです。